

令和 7 年度秦野市市制施行 7 0 周年市勢要覧作成委託業務仕様書

1 委託業務名称

令和 7 年度秦野市市制施行 7 0 周年市勢要覧作成委託業務

2 目 的

令和 7 年 1 月 1 日の市制施行 7 0 周年の節目を契機として、秦野市（以下「当市」という。）のこれまでの歩みとともに、現在、当市が進めている「女性と子どもが住みやすいまちづくり」のほか、小田急線 4 駅や東名高速道路、また、今後予定されている新東名高速道路の全線開通によるアクセスの良さなど、当市の施策、自然・歴史、文化等の魅力を広く発信し、市民がふるさと秦野に誇りを持ち、「住み続けたい」と思えるよう、また、市外の方が「訪れてみたい」、「住んでみたい」と思うきっかけとなるよう、当市の市勢要覧を作成する。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 1 0 月 1 7 日(金)まで

4 委託業務内容

(1) 資料編集

資料の収集、取材、写真撮影、資料整理等（写真撮影 5 日間程度）

なお、写真は、ドローンを活用するなど、読み手に臨場感が伝わりやすい工夫を行うこと。

(2) 企画編集

全体企画、ページ構成、デザイン、レイアウト等

(3) 原稿の作成、監修

原稿の作成(英語併記:市長挨拶及び各主要トピックスのみ)、イラスト、図表、グラフ、地図の作成及び加工、監修等

※英訳に当たっては、英語を母国語としない人が読者となることも考慮し、平易な単語や分かりやすい表現を用いること。また、必ずネイティブによるチェックを行うこと。

(4) 印刷製本等

製版、印刷、製本、梱包、配送など

(5) 電子ブック

(6) 全体の進行管理

(7) その他受託者が事業費の範囲内で提案し、当市が承認した業務

5 構成

次に掲げるものを主な構成内容とするが、詳細は、当市と協議の上決定する。なお、掲載する内容は、各自治体等が近年作成している要覧等の実情も考慮し、当市の施策や魅力等を広く内外へ発信するための冊子として活用できるものとする。また、ユニバーサルデザインの原則に則り、読み取りやすい紙面展開を図るとともに、記事の視認性、検索性を高めるために適切なグルーピング、配色、見出し等の設定を行う。

- (1) 当市の美しい四季
- (2) 丹沢の山並み、秦野名水、カルチャーパーク、秦野戸川公園、はだの桜みち、弘法の里湯などの観光スポットの紹介
- (3) 秦野たばこ祭、秦野丹沢まつりなどのイベントの紹介
- (4) 子育て世代が魅力を感じる子育て支援策、雇用就労施策の紹介
- (5) 小田急線4駅や東名高速道路、新東名高速道路などの広域交通ネットワークを生かした産業振興施策の紹介
- (6) はだのふるさと大使を活用した特別企画ページ
- (7) 当市70年の歩み、各地域（市内8地区）の特色など

6 成果物の仕様・規格等

次に掲げるものを主な仕様等とするが、ページ数等の詳細は、当市と協議の上決定する。なお、成果物の仕様等について、受託者は事業費の範囲内で同等又はそれ以上のものを提案することが出来る。

- (1) 規格 A4判、全40ページ程度、全編フルカラー
- (2) 作成部数 3,000部
- (3) 表紙 マットコート菊判93.5kg
- (4) 本文 マットコート菊判57.5kg
- (5) 製本 無線綴じ
- (6) 加工 マットPP
- (7) 校正 4回以上実施する。うち1回は色校正とする。
- (8) データ

いずれも、CD-R又はDVD-Rでの納品とする。

ア ホームページ公開用PDFデータ

次の2種類とし、いずれも容易に目的のページを閲覧することが可能な状態であること。

- (ア) 全ページ版

(イ) 構成内容ごとの分割版

イ 写真、イラスト、グラフ等のデータ

要覧の作成に当たり、準備した写真等（未使用のものを含む。）を整理した上で納品する。

7 納品

令和7年10月17日（金）までに当市指定場所へ納品する。

8 委託費の支払い

業務完了後の一括支払いとする。なお、受託者が業務を遂行するに当たり必要となる全ての経費は、はだのふるさと大使の特別企画ページ作成に係る同大使への依頼費用を除き、契約金額に含まれているものとし、発注者は、契約金額及び秦野ふるさと大使への依頼費用以外の費用を負担しない。

9 守秘義務

受託者は、業務上知り得た情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除又は契約期間満了後も同様とする。

10 著作権等の取扱い

市勢要覧は不特定多数への配布等を予定していることから、次のとおり整理する。

- (1) 成果品に使用するイラスト、地図等図面及び写真の著作権等の権利は、すべて当市に帰属するものとし、当市が必要とする範囲で随時二次利用が出来るものとする。
- (2) 作成に当たり、第三者の所有する既存の素材を利用する場合は、受託者の責任において、権利者などからの承諾を得ることとする。
- (3) 肖像権やその他の権利については、受託者の責任において、撮影前に権利者などからの承諾を得ることとする。

11 その他

- (1) 委託事業の着手から成果品が納品されるまでの工程において、当市（発注者）との連携を密に行い、変更等が生じた場合はその都度協議する。
- (2) 本業務により第三者との争いが生じた場合は、受託者の責任と費用をもって解決し、市へ報告することとする。
- (3) 仕様書等に定めのない事項又は疑義が生じた場合、その都度、受託者と市において協議し、決定する。